

第1回 取手市市民協働基本方針策定委員会 議事録

1. 開催日時：平成27年10月16日（金）午後1時30分～午後3時35分
2. 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室
3. 出席者：
 - 委員：阿部直樹，小林一郎，櫻井由子，武田恵子，塚本昇，
廣木麗子，前田聡，松井秀子，結城信一（敬称略）
 - 取手市：藤井市長
 - 事務局：総務部 沼田部長
市民協働課 秋田課長，立野係長
 - 傍聴人：0名（資料配布：1名）

4. 議事内容

(1) 委嘱状交付

委員9名に藤井市長より委嘱状を交付

(2) 藤井市長あいさつ

藤井市長より策定委員に向けて挨拶が行われた。

市長：皆様には日頃より様々な分野でご活躍いただき、また今回の策定委員会においてもご多忙な中、ご参加いただき感謝申し上げます。取手の中でも輝いている領域がたくさんあり、取手の良さを感じていただけるようなものを市としても取り組んでいかなければならない。取手が持っている皆さんの力が表にでていけるためにも市民協働基本方針策定については、活発な議論をお願いしたい。

(3) 委員紹介

(4) 委員長及び委員長職務代理者の選出

- ・取手市市民協働基本方針策定委員会設置要綱第5条に基づき、委員の互選により前田委員を委員長，阿部委員を委員長職務代理者としてそれぞれ選出した。

(5) 審議会開催にあたっての確認事項

- ・会議傍聴希望者がいる場合には認めるものとし、会議内での配布資料も配布する。
- ・議事録は要点筆記形式とし、委員長以外の発言者は「委員」と表記し、公開する。

(6) 市民協働基本方針策定委員会の設置について

- ・事務局にて本委員会が「市民協働基本方針策定委員会設置要綱」に基づき、市民協働の在り方や方向性を示す基本方針の策定に関することが目的であり、委員は9名で組織し、任期を本日から1年間とすることを説明。

(7) 市民協働基本方針について

- ・事務局にて市民協働基本方針策定の目的や必要性及び位置づけについて説明。

(8) 市民協働に関する各種調査結果について

- ・事務局にて市民協働の取組状況や市民協働に関する市民意識調査結果を説明。

(9) 市民協働に関する意見交換

主な質問及び回答

- 委員長：市民協働に関する調査結果における NPO・ボランティア等との協働に係る調査結果の「協働の形態」で示されている各種形態はどのような事業なのか。
- 事務局：補助金では「外国出身者のための日本語教室」や事業協力として「壁画によるまちづくり事業」「井野お休み処」「シルバーリハビリ体操指導者養成」などがある。企画立案への参画では、「地球温暖化対策事業」などとなる。
- 事務局：追加で協働事業一覧の資料を配布する。
- 委員長：協働に関する市民意識調査結果（市民アンケート）を踏まえ、事務局ではどのように捉えているのか。
- 事務局：市民協働が、まだ市民の共通理解になっていないと感じている。そういうところからも本方針を策定し、広く公開し市民への周知を図っていく必要があると考えている。
- 事務局：「効果的・効率的な行財政運営を進めるために必要と考えられるもの」という設問に対し、「協働のまちづくりの推進」は低い結果であったが、「民間委託・指定管理者制度など民間活力の導入」も協働の分野に該当する。
- 委員：市民協働に関する調査結果における調査概要の NPO 等との連携・協働事業の実施状況調査はどのように調査を行ったのか。
- 事務局：庁内で各課に調査を実施した結果である。
- 委員：NPO や活動されている様々な団体へのアプローチによるものではなく、市役所内の調査ということなのか。
- 事務局：その通りである。
- 委員：NPO や様々な団体へのアプローチによる調査は行っていないのか。
- 事務局：実施していない。
- 委員：所属する協議会等でも市と協力して事業を実施しているが、協働事業に反映されていない。所管課でも協働事業として捉えていない面があるのではないのか。
- 事務局：当該調査結果は各課の回答に基づくものであり、様々な事業を実施している中で、本来協働事業となるものも結果に反映されていないものがあると思われる。
- 委員長：市役所側の認識としても協働に関するコンセンサスが確立している状態でないということになる。
- 委員：消防団の活動も協働になるもので、そういうところでは以前から実施している事業も一度整理する必要がある。事業を洗い出していくと様々なケースがでてくると思う。
- 委員長：協働は耳慣れない言葉であるが、文字通りに捉えても「一緒に何かを行う」ということでは、従来から様々な事業が行われている。そういうところからも今後の議論をしていく中で具体化しやすくなる。
- 委員：行政主導型と市民が自主的に活動して、そこへ行政が支援してきた形など色々な協働がある。

- 委員：具体的なものがないと市民協働がどういうものか捉えづらい部分がある。
- 委員：商工会で実施している「つるし雛飾り」も市民協働と思われる。
- 委員：当該事業は実行委員会を立ち上げ、市の観光事業の位置付けで行われている。このように身近な事業をイメージするとわかりやすい。
- 事務局：「つるし雛飾り」は市においても、ホームページや広報紙・飾りも市職員がお手伝いするなど協働事業である。
- 委員：毎年、市職員を対象に講習会を開催し、市庁舎や各公民館に飾るなど取手市全域で幅広く展開している。
- 委員長：「つるし雛飾り」は市民協働事業の代表例の一つとして捉えられるものであり今後の取手市においてどのような形で市民協働を構築していくのか議論していくものである。
- 事務局：自治会で実施している道路緑道部分の剪定や草刈などの管理も市民協働である。
- 委員長：自治会の活動などは市民協働を進めていく上で重要な位置を占めるものである。
- 委員：自治会活動は、いかに皆がこっちを向いて協力してくれる体制をつくるかが必要であり、どのように構築するかを常に考えて活動している。
- 委員長：他市の自治基本条例策定に関わった際に、市民がどのようにしてまちづくりに積極的・主体的に参加をしていくかが大きな議論になったと記憶している。
- 事務局：配布資料である他市の市民協働の指針については、市民協働基本方針策定に際し、イメージをつかみやすいのではと思い配布させていただいた。
- 委員長：今後、議論をしていく中で、内容は取手市の在り方にふさわしいものを検討していくこととなるが、最終的な形としてのイメージと理解した。
- 委員：これから、回を重ねて色々な方向付けがされると思うが、多くの市民が参加できる仕組みが一番重要と思う。まだまだ市民の中には「行政にまかせておけばいい」と思う方が多く、「情報公開」というものを意識して取り組んでいかなければならない。多くの市民が一步前進して考えられるような仕組みづくりをこれからの議論の中で検討していきたい。
- 委員長：各委員のこれまでの経験をふまえた中で、議論を進め市民協働の在り方を考えていく。最終的には取手市全体として行政・市民の役割分担や関わり方がどのようなものかを試行錯誤を続けていかなければならない。その過程の中で、お知らせし、パブリックコメント等で広く意見を聞いていくプロセスが当然必要となる。
- 委員：協働事業件数が印象として少ないと感じているが、これから基本方針を策定していくうえで、今回示された事業を中心に議論していくのか、件数として計上されていない市民協働事業も含めて広く議論していくのか。
- 事務局：基本方針であるため、個々の事業を点検していくものではなく、市民や行政も一緒になって市民協働に取り組むための方針となるので、今回示した協働事業を対象としてではなく、広い範囲で議論していただきたい。
- 委員長：基本方針策定にあたっては市民協働の在るべき形や望ましい形を委員の皆さん

の経験・見識を基に議論していくものになる。

事務局：基本方針の考え方としては、市民協働のまちづくりを進めるうえで、より効果的に取り組むための基本的な考え方を明確にし、様々な地域課題を解決するための方向性を示すものである。

委員：これまでに県の事業で海外で学んできたが、市民協働とっていなかったことが市民協働になるものが非常に多いことが、市民協働についての勉強の過程でわかった。海外では自治会は存在しない。そういうところでは自治会は日本の市民協働の根本的な在り方と感じた。今回の取手市の市民協働基本方針策定にあたっては、取手の良さ・歴史・風土を生かしたものが出来上がればよいと思う。また一人の市民として情報を公開・共有することを軸としたスタイルで進めていきたい。

委員：参考資料である他市の指針で協働の領域があるが、この領域に該当する事業を可能な限り拾い上げる必要があるのでは。事業においては定期的なものやイベントなどの単発に行われる事業など様々な関わりや形があるので、我々も形態を学ぶ必要がある。

委員：事業的に見た市民協働なのか活動的に見た市民協働なのかと大きく分かれる。市内には登録のある団体だけでなく、未登録の団体も含め多くの団体が活動している。市との協働だけでなく様々な団体が協働によって結びつくことで地域課題の解決が図れるようになる。

委員：基本方針を策定するうえで、市民の皆さんを反映できるように、この場だけの議論とならないよう進めていく必要がある。

委員長：ここだけの議論ではなく、ここを出発点として議論していくものである。

(10) 今後のスケジュールについて

第2回委員会は11月20日（金）13:30から開催する。

以上